

公益財団法人 東京都中小企業振興公社  
理 事 長 殿

交付決定通知書を参考に黄色部分を記入・選択してください。

捨印

令和▲年〇月〇〇日

助成事業実施期間が終了した翌日から30日以内に提出してください。

交付決定通知書に記載された住所や氏名から変更が生じ、変更届を提出した場合には、変更届に記載した「変更後」の住所や氏名等を記入して下さい。（個人事業主の方は、法人名の欄には記入しないで下さい。）

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇  
所 在 地 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

法 人 名 〇〇〇〇株式会社  
代表者名（氏名） 公社 太郎  
受 付 番 号 〇創業〇〇〇〇〇

実印  
(印鑑登録済のもの)

### 令和〇年度第〇回創業助成事業実績報告書

令和〇年〇月〇日付〇東中事創第〇〇〇号とあって交付決定の通知があった助成事業（中間・完了）の実績について、下記のとおり報告いたします。

中間・完了いずれかを〇で囲んでください

記

交付決定日から助成事業の完了した期間（支払が完了した期間）を記入してください。

1 助成事業概要 [ 〇〇を活用した〇〇ビジネス ]

2 助成事業実施期間

令和●（20●●）年●月1日～令和▲年（20▲▲年）▲月30日

※ 助成対象期間

令和●（20●●）年●月1日～令和●年（20●●年）●月31日

3 助成事業実施内容及び成果・・・・・・・・(付表)

4 確認事項（各項目の確認後、□に✓を入れる）項目を確認できたらチェックしてください。

- 法人の場合は登記簿上の本店又は主たる事務所を、個人事業主の場合は税務署に届け出た主たる事業所等を都内に実在させ、かつ、都内において事業活動を実質的かつ継続して実施した。
- 助成事業の実施に伴って生じた事業税及び都民税を東京都に対して納税し、滞納（分納）はない。
- 公社、国、都道府県、区市町村の実施する助成金及び補助金のうち、創業関係の助成金又は補助金、並びに本助成事業と同一経費への重複助成・補助となる助成金又は補助金の採択又は交付を受けていない。
- 助成事業実施期間中に、別紙に定める中小企業者の要件を満たしていると共に、法人の場合、別の株式会社の完全子会社になっていない。

注意⇒

- 特定非営利活動法人の場合、中小企業者と連携して事業を実施した、又は表決権を有する社員の2分の1以上が中小企業者である。

- 上記各項目に関し、公社職員が正しい内容であるか確認する場合があることを了解した。

- （完了報告の場合のみ）本報告以降、以下のア～エの履行が義務付けられていることを了解した。

ア 助成事業完了年度の翌年度から5年間各年度が終了するごとに、速やかに、助成事業に係る過去1年間の企業化状況等について、別に定める企業化状況報告書を公社に提出すること。

イ 助成事業完了後から上記アで定められた企業化状況報告書の提出の終了時までにおいて、所在地の変更等をしたときは、別に定める所在地等変更届を速やかに理事長に提出すること。

ウ 助成事業完了後から、助成対象期間が終了した年度の翌年度から起算して5年間以上の期間、法人の場合は登記簿上の本店又は主たる事務所を、個人事業主の場合は税務署に届け出た主たる事業所等を都内に実在させ、かつ、都内において事業活動を実質的かつ継続して実施すること。

エ 個人事業主の助成事業者が助成事業者を代表者とする法人を新たに設立し、当該法人に助成事業を承継する場合には、当該法人が上記ア、イ及びウの履行を承継すること。

5 提出書類

- (1) 助成事業の実施に係る見積書、契約書、納品書、請求書、振込控、領収書等
- (2) 助成事業の成果を明らかにするための写真、図面及び資料（カタログ・出展案内等）等

様式5－3号（別紙）記載の必要はありませんが中小企業者の要件を満たしているか確認してください。

## 助成事業実施において事業者が該当すべき中小企業者の要件

以下に定める「中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条及び株式会社日本政策金融公庫法等の中小企業関連立法における政令による中小企業者」に該当していること。

- (1) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（(2)から(4)に掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- (2) 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (3) 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (4) 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (5) 株式会社日本政策金融公庫法等の中小企業関連立法における政令によるものは、上記（1）から（4）にかかわらず、以下のとおりとする

ア ゴム製品製造業（一部除く）は、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人

イ 旅館業は 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人

ウ ソフトウェア業・情報処理サービス業は、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

- (6) 会社については、以下のア～エのいずれにも該当せず、経営の自主性、独立性が実質的に損なわれていないこと

ア 大企業（※）が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資していること

イ 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資していること

ウ 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務していること

エ 大企業が実質的に経営に参画していると考えられること

※ 「大企業」とは、中小企業者以外の者で事業を営む者で、中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社又は投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合に該当するものを除く。

## 助成事業実施内容及び成果

### 1 事業内容

情報伝達・音声伝達・音声録音・従業員位置検索機能を有している当社の〇〇で□業界の従業員・施設スタッフ間のチームワークの向上を図り、取引先の業務効率化を実現する。

### 2 事業の経過（日程を含む）

#### 令和〇年3月〇〇日～令和〇年4月〇〇日

- ・令和〇年3月〇〇日に取引先の〇〇社から当社製品が利用できるかテストしたいとの申出を受けた。
- ・令和〇年4月〇〇日から〇〇日まで〇×施設で当社製品が緊急時に対応できるか、電波の面で問題がないかテストを行った。

#### 令和〇年4月〇〇日～令和〇年7月〇〇日

- ・令和〇年4月に共に試験運営した〇〇社より計150個の注文を受けた。
- ・令和〇年7月〇〇日に納品した。
- ・令和〇年7月よりアプリのバージョンアップを行った。

#### 令和〇年7月〇〇日～令和●年1月〇〇日

- ・令和〇年7月〇〇日に営業職募集開始。
- ・令和〇年9月にホームページ制作。
- ・令和〇年10月～令和●年1月に採用試験及び新規開拓。
- ・この間引き続きアプリのバージョンアップに取り組む。

#### 令和●年2月〇日

- ・営業職1名新規採用

### 3 事業実施における助成金の活用内容

助成金の採択をきっかけに現事務所に移転し、信頼度の向上ができた。また、営業職1名を採用できた。

### 4 事業の成果

〇〇社から150個の受注を得られたため、売上高が前年比〇〇〇千円の増加となった。〇〇社が令和●年4月に200個を新たに購入するか検討していることから、さらなる売上高の増加が見込める。また当社製品の特性から、今後も〇〇社からの継続的な受注が見込める。

### 5 成果に対する今後の見通し・展開等

当社販売先の9割は〇〇社が占めていることから新規顧客の開拓が課題である。営業職を新規採用することで営業力を強化し、新規顧客の開拓力を向上させる。具体的には□□業界の△△社や××社等の知人を通じて、当社製品のPRを仕掛けていく。△△社とは商談する日程も決まっている。さらに□□業界向けの展示会に出展して認知度の向上を図り、新規顧客の開拓につなげていく。